



守山市景観計画 ガイドライン



守山市景観計画ガイドライン 《目次》

手続編

1. ガイドラインの目的	2
2. 景観類型	2
3. 届出制度	5

基準編

1. 湖岸景観ゾーンの景観形成基準の解説	12
2. 中山道軸の景観形成基準の解説	19
3. その他の類型の景観形成基準の解説	24
4. 太陽光発電設備および立体駐車場の景観形成基準の解説	28
5. 色彩基準の解説	30

手続編

1. ガイドラインの目的	2
2. 景観類型	2
3. 届出制度	5

1. ガイドラインの目的

守山市では本市のまちづくりの理念である「豊かな水と緑に育まれ、快適に暮らせる美しいまち」の実現に向けて、本市固有の景観を守り、育て、創り、守山らしい景観形成を推進するとともに、「のどかな田園都市」として市民に誇りと愛着を持たれるまちづくりをすすめるため、景観法に基づく「守山市景観計画」を策定した。

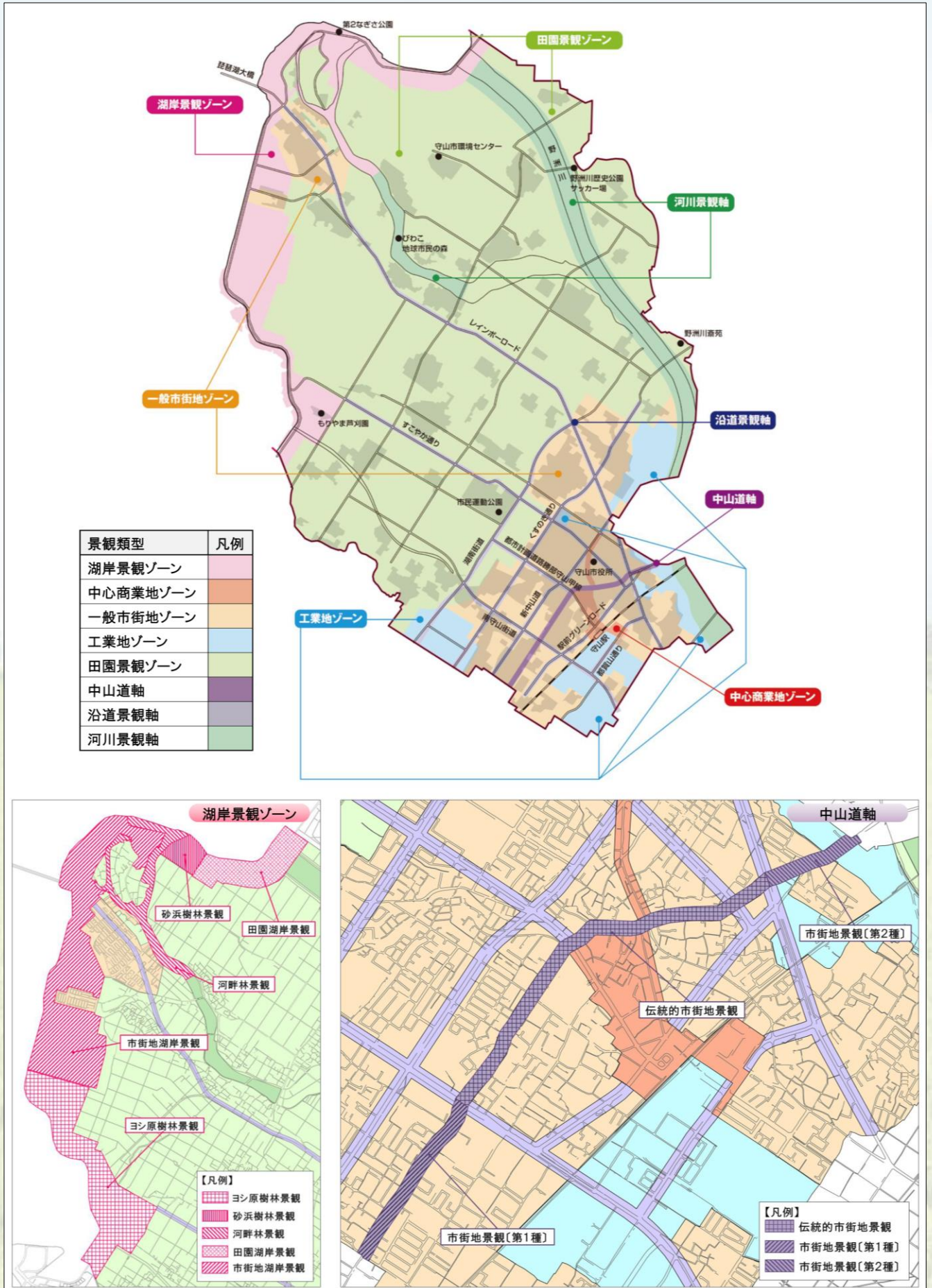
「守山市景観計画ガイドライン」は景観法、守山市景観条例および守山市景観計画に基づく各手続きを示したもので、届出制度や景観形成基準についての解説をしたものである。

2. 景観類型

景観計画においては、地域の特性に応じて、景観類型として5つのゾーンと3つの軸に区分し、景観形成基準を設定している。

景観類型	区域(用途地域等)	都市計画マスタープランの土地利用区分
中心商業地ゾーン	南部市街化区域の商業地域	中心商業地 等
一般市街地ゾーン	南部市街化区域の商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除いた区域、並びに、北部市街化区域の商業地域を除いた区域	中低層住宅地 一般住宅地 等
工業地ゾーン	準工業地域、工業地域及び工業専用地域	工業地
湖岸景観ゾーン	北部市街化区域の商業地域、及び、市街化調整区域のうち琵琶湖景観形成地域※に該当する区域	観光・レクリエーション地
田園景観ゾーン	市街化調整区域(琵琶湖景観形成地域に該当する区域を除く。)	田園ゾーン
沿道景観軸	湖南街道、くすのき通り、新中山道、駅前グリーンロード、都賀山通り、レインボーロード、すこやか通り、南守山街道、語らい学び舎通り沿いの道路中心線から30mの区域	近隣商業地 沿道複合地 等
中山道軸	中山道沿いの道路中心線から30mの区域	
河川景観軸	野洲川緑地及び守山速野緑地(琵琶湖景観形成地域に該当する区域を除く。)	
湖岸景観ゾーン・中山道軸については、さらに細かく区分し、各景観形成基準を設定している。		
【湖岸景観ゾーン】		
ヨシ原樹林景観、砂浜樹林景観、河畔林景観、田園湖岸景観、市街地景観		
【中山道軸】		
伝統的市街地景観、市街地景観〔第1種〕、市街地景観〔第2種〕		

景観類型図



景観類型の適用

適用される景観類型により、届出対象規模・景観形成基準が異なり、どの景観類型が適用されるかは建築物・工作物自体の位置ではなく、建築物・工作物の敷地がどこに属しているかにより決まる。

湖岸景観ゾーンおよび中山道軸については、本市において景観面で最も重要視していることから、敷地が少しでも入っていれば適用される。その他の景観類型については、敷地がまたがる場合には、過半が属する景観類型が適用される。

適用される景観類型例					
パターン①		パターン②		パターン③	
A	湖岸景観ゾーン	A	中山道軸	A	沿道景観軸
B	湖岸景観ゾーン	B	中山道軸	B	一般市街地ゾーン
C	一般市街地ゾーン	C	一般市街地ゾーン	C	一般市街地ゾーン
<p>B敷地の過半は一般市街地ゾーンが占めるが、湖岸景観ゾーン・中山道軸が適用される。</p>			<p>B敷地の過半が一般市街地ゾーンで占めるので、一般市街地ゾーンが適用される。</p>		

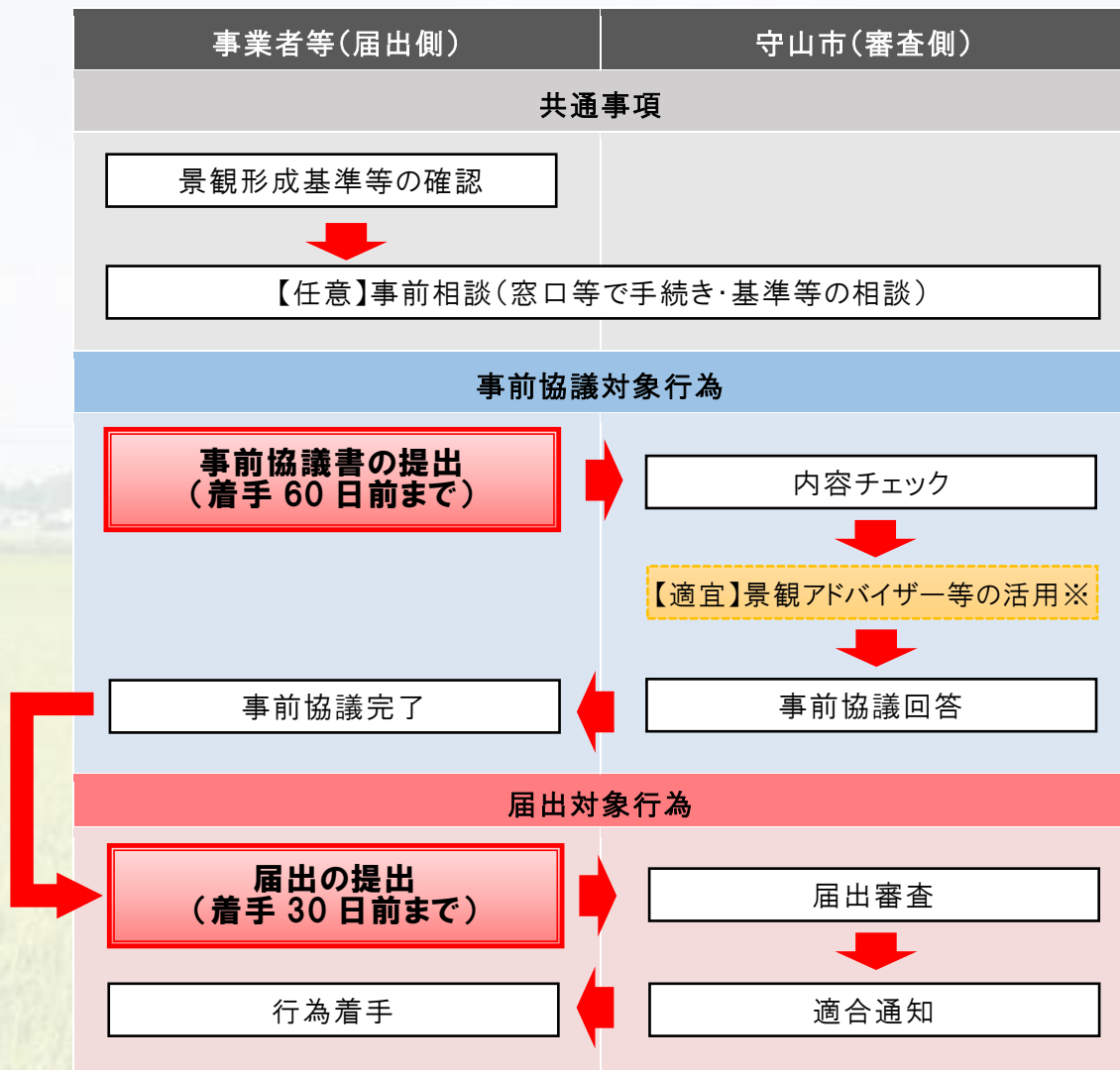
※湖岸景観ゾーンおよび中山道軸は市域内の位置的にまたがることはない。

3. 届出制度

良好な景観の形成のために、景観計画区域内(守山市全域)における一定の建築物の建築や工作物の建設等の行為については、行為着手の30日前までに届出が必要となり、届出のあった行為については景観形成基準への適合を審査する。届出した内容を変更する場合には、その変更に係る行為に着手する日の30日前までに守山市長に変更の届出が必要となる。

また、届出対象行為のうち、景観に影響の大きい行為については、届出の30日前(行為着手の60日前)までに事前協議書の提出が必要となる。

【届出制度フロー】



※専門的な見地が必要な場合には景観アドバイザーを活用する中で、内容チェックを行う。また、特に景観の影響が大きい行為については、審議会による調査・審議等を実施する場合がある。

事前協議に必要な書類〔2部〕	
書類	備考
事前協議書	裏面の建築物または工作物の概要書も記載の上で提出
位置図(1/2500 程度)	行為の場所を記載
配置図(1/100 程度)	敷地内における建築物等の位置を表示 ※門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置を表示
立面図(1/50 程度)	2面以上(彩色が施されたもの) ※ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置などを表示
周辺写真	敷地および敷地周辺の状況がわかるもの
その他	必要に応じて、参考となる資料の提出を求める(構想建築物等の完成パースやフォトモンタージュ)

届出に必要な書類〔2部〕	
書類および図面	備考
届出書	裏面の建築物または工作物の概要書も記載の上で提出
委任状	建築主以外の方が代理で届出を行う場合に必要
位置図(1/2500 程度)	行為の場所を記載
配置図(1/100 程度)	敷地内における建築物等の位置を表示 ※門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置を表示
立面図(1/50 程度)	2面以上(彩色が施されたもの) ※ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置などを表示
周辺写真	敷地および敷地周辺の状況がわかるもの
その他	必要に応じて、参考となる資料の提出を求める(構想建築物等の完成パースやフォトモンタージュ)

届出対象行為

市内において、建築物や工作物の新築、増改築等をする場合で、下表に該当するものは、届出対象行為となる。

景観類型	届出対象行為(建築物)
・湖岸景観ゾーン ・中山道軸	○新築、増築、改築もしくは移転 ・床面積が10㎡を超えるとき ・行為後の高さが5mを超えるとき ○外観の模様替え又は色彩の変更 ・行為部分が10㎡を超えるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積10㎡を超えるとき
・沿道景観軸	○新築、増築、改築もしくは移転 ・床面積が10㎡を超えるとき ・行為後の高さが5mを超えるとき ○外観の模様替え又は色彩の変更 ・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物で行為部分が総外壁面積の1/2を超えるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積50㎡を超えるとき
・田園景観ゾーン ・河川景観軸	○新築、増築、改築もしくは移転 ・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超えるとき ○外観の模様替え又は色彩の変更 ・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物で行為部分が総外壁面積の1/2を超えるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積50㎡を超えるとき
・中心商業地ゾーン ・一般市街地ゾーン	○新築、増築、改築もしくは移転 ・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超えるとき ○外観の模様替え又は色彩の変更 ・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物で行為部分が総外壁面積の1/2を超えるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積300㎡を超えるとき
・工業地ゾーン	○新築、増築、改築もしくは移転 ・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超えるとき ○外観の模様替え又は色彩の変更 ・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物で行為部分が総外壁面積の1/2を超えるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積1,000㎡を超えるとき
備考	上記行為は、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。

モジュール面積・・・太陽光発電設備等のパネル部分の面積

景観類型	届出対象行為(工作物等)
・湖岸景観ゾーン ・中山道軸	○工作物の新設、増築、改築もしくは移転 ・行為後の高さが5mを超えるとき ・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが5mを越えるとき ・垣、柵、塀、擁壁の類の場合は、高さ1.5m又は長さ10mを超えるとき ○木竹の伐採 ・高さが5mを超えるとき ○屋外における物件の堆積 ・高さが1.5mまたは面積100㎡を超え、31日間以上にわたって集積又は貯蔵をするとき ○機械式駐車場の設置 ・地上段数が2以上になるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が50㎡を超えるとき
・沿道景観軸	○工作物の新設、増築、改築もしくは移転 ・行為後の高さが13m以上になるとき ・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが13m以上になるとき ○機械式駐車場の設置 ・地上段数が2以上になるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が50㎡を超えるとき
・田園景観ゾーン ・河川景観軸	○工作物の新設、増築、改築もしくは移転 ・行為後の高さが13m以上になるとき ・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが13m以上になるとき ○機械式駐車場の設置 ・地上段数が2以上になるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が50㎡を超えるとき
・中心商業地ゾーン ・一般市街地ゾーン	○工作物の新設、増築、改築もしくは移転 ・行為後の高さが13m以上になるとき ・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが13m以上になるとき ○機械式駐車場の設置 ・地上段数が2以上になるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が300㎡を超えるとき
・工業地ゾーン	○工作物の新設、増築、改築もしくは移転 ・行為後の高さが13m以上になるとき ・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが13m以上になるとき ○機械式駐車場の設置 ・地上段数が2以上になるとき ○太陽光発電設備等の設置 ・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が1,000㎡を超えるとき
備考	・上記行為は、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。 ・沿道景観軸、田園景観ゾーン、河川景観軸、一般市街地ゾーン、工業地ゾーンにおいては、高さ15m以下の電線・電柱は届出対象外となる。

※ 特定届出対象行為は、その色彩が守山市景観計画に定めている色彩基準(変更命令基準)に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定に基づき市長は変更等を命ずることができることになっている。

事前協議対象行為

届出対象行為に該当する中で、下表の行為については事前協議対象行為となる。

景観類型	事前協議対象行為	
	建築物	工作物
<ul style="list-style-type: none"> ・湖岸景観ゾーン ・中山道軸 	<ul style="list-style-type: none"> ○新築、増築、改築もしくは移転 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積が10㎡を超えるとき ・行為後の高さが5mを超えるとき ○外観の模様替え又は色彩の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・行為部分が10㎡を超えるとき ○太陽光発電設備等の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積10㎡を超えるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物の新設、増築、改築もしくは移転 <ul style="list-style-type: none"> ・行為後の高さが5mを超えるとき ・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが5mを越えるとき ・垣、柵、塀、擁壁の類の場合は、高さ1.5m又は長さ10mを超えるとき ○木竹の伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超えるとき ○屋外における物件の堆積 <ul style="list-style-type: none"> ・高さが1.5mまたは面積100㎡を超え、31日間以上にわたって集積又は貯蔵をするとき ○機械式駐車場の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・地上段数が2以上になるとき ○太陽光発電設備等の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が50㎡を超えるとき
<ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観軸 ・田園景観ゾーン ・河川景観軸 ・中心商業地ゾーン ・一般市街地ゾーン ・工業地ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ○新築、増築、改築もしくは移転 <ul style="list-style-type: none"> ・行為後に高さ13m以上または延べ床面積が3,000㎡超えるとき [延べ床面積3,000㎡超の建築物の増築・改築もしくは移転については、行為に係る部分の床面積の合計が300㎡を超えるとき] 	<ul style="list-style-type: none"> ○新築、増築、改築もしくは移転 <ul style="list-style-type: none"> ・行為後の高さが13m以上になるとき
備考		既存の建築物・工作物に付設するアンテナ、電線等は除く

【用語の解説】

建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。

建築等：景観法第16条第1項に規定する新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更をいう。

延べ床面積：建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する各階の床面積の合計をいい、同号に規定する但し書きを適用しない面積をいう。

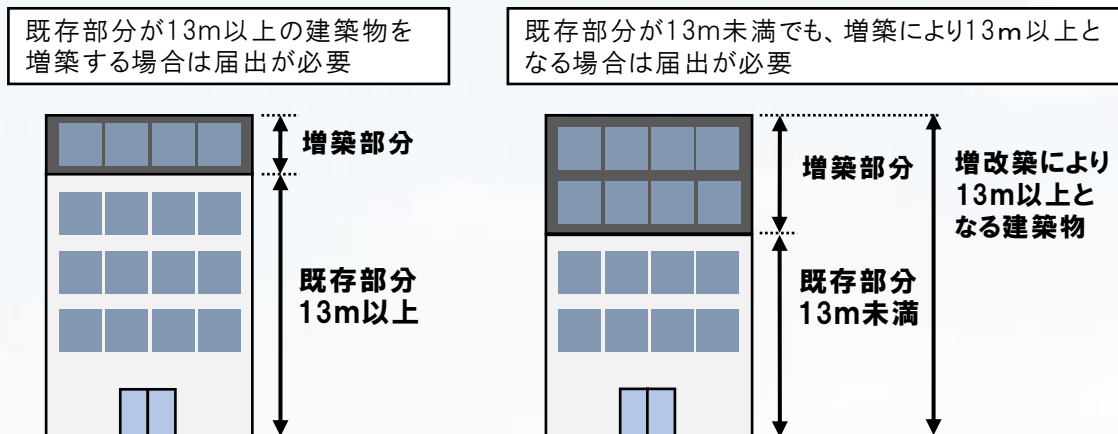
高さ：地盤面から建築物の最後部（塔屋や屋上工作物などを含む）までの高さ。傾斜地に建つ場合は、建築基準法による地盤面からの高さとする。

増築等に係る届出

増築等の取り扱いは以下のとおりとなる。

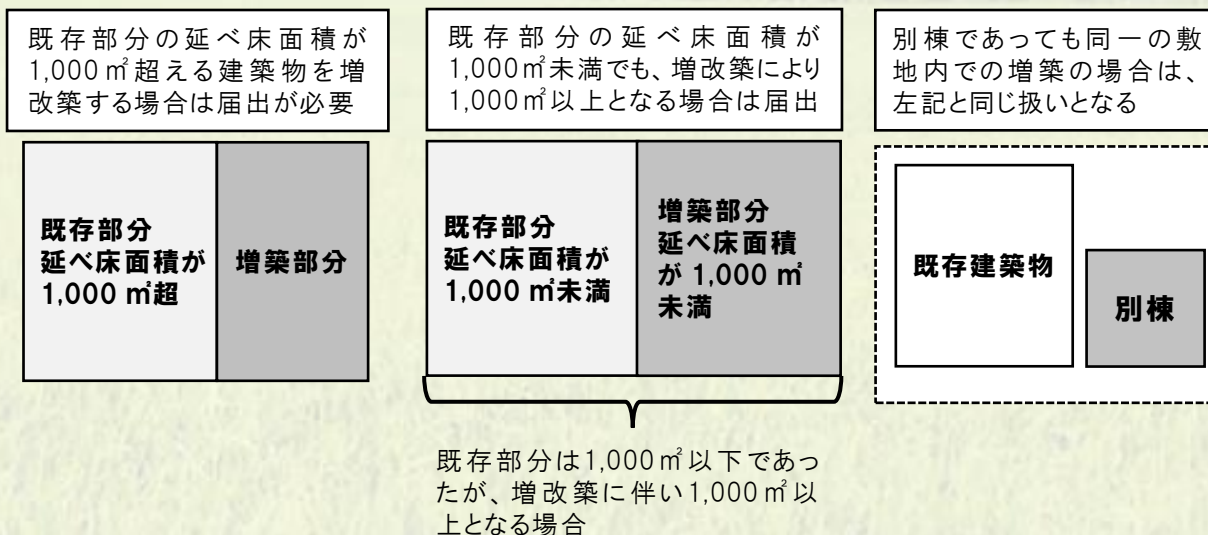
なお、湖岸景観ゾーン・中山道軸においては届出対象規模が異なるが、考え方は同じである。

【高さ】



増築後の高さは、既存部分（別棟は除く）と増築部分を合計した高さになる。その高さが届出対象高さを超えている場合は、全体建物が届出対象となり、当該増築等の部分は守山市景観計画による制限を受けることになるが、既存建物については適合の努力をしていただくことになる。

【面積】



増築後延べ床面積は、既存部分の延べ床面積と増築部分の延べ床面積の合計となる。その合計面積が届出対象延べ床面積を超えている場合は、全体建物が届出対象となり、当該増築等の部分は守山市景観計画による制限を受けることになるが、既存建物については適合の努力をしていただくことになる。

基準編

1. 湖岸景観ゾーンの景観形成基準の解説	12
2. 中山道軸の景観形成基準の解説	19
3. その他の類型の景観形成基準の解説	24
4. 太陽光発電設備および立体駐車場の景観形成基準の解説	27
5. 色彩基準の解説	29

1. 湖岸景観ゾーン景観形成基準の解説

1. 敷地内における位置

基準

敷地内境界線からできるだけ多く後退するとともに、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣合いよく配置すること。

【解説】

○敷地境界線からできるだけ多く後退する

・ゆとりのある景観や雄大な琵琶湖の風景との調和、沿道景観の形成を図るため、敷地境界線からできるだけ多く後退し、建築物等の周囲にはできるだけ多くの空地を確保すること。

・緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施すこと。



琵琶湖岸沿い風景

○釣合いよく配置する

・建築しようとする建築物は、ゆとりとまとまりのある景観を形成するため、敷地内の既存建築物等の規模も併せて考えながら配置すること。

・街並み全体の景観の向上を図るため、周囲の地形や建築物等の位置、形態、規模等にも配慮すること。

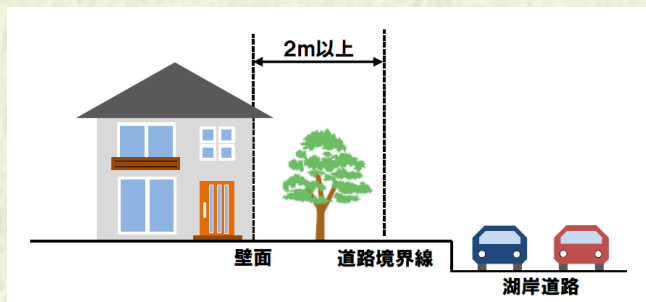
基準

原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。ただし、古くから発達した集落のある地区であつて、湖岸または湖岸道路に接して建築物が連たんしているものにおける建築物(大規模建築物を除く。)で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。

【解説】

○建築物の外壁は、湖岸道路から2メートル以上後退する。

湖岸道路から外壁後退のイメージ



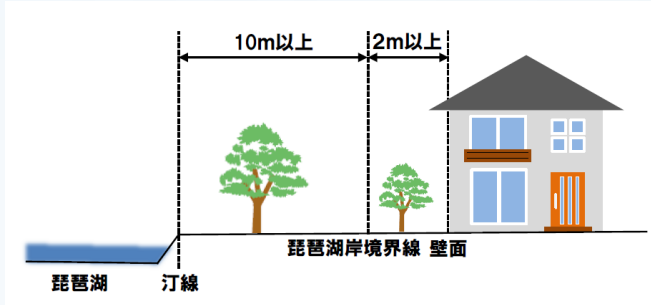
道路景観にゆとりを持たせるとともに、緑豊かな沿道景観を形成するため、湖岸道路(河畔林類型にあつては道路および河川側の敷地境界)から2メートル以上外壁を後退し緑化スペースを確保すること。

外壁の後退距離の2メートルとは・・・

一般住宅程度の規模で考えた場合、軒の出を約60センチメートルと考え、残地1.4メートルには生垣や中木程度の植栽が可能と考えられる。

○湖に直接面する敷地または汀線から 10メートル以内の敷地にあつては、汀線から 10メートル以上、かつ、湖側の敷地境界線から2メートル以上後退する。

汀線からの外壁後退のイメージ



湖岸景観に与える圧迫感をできるだけ和らげ、ゆとりのある景観を形成していくとともに、雄大な琵琶湖と建築物等の人工物との融和を図るため、植栽空間を確保することが必要。

※汀線・・・鳥居川水位±0のときの琵琶湖の水際線

外壁の後退距離の 10メートル以上とは・・・

湖岸景観に与える圧迫感をできるだけ和らげるためには、3列程度の植栽が必要と考えられ、その植栽にあたっての幅は最低 10メートル必要。このスペースは汀線からの距離をカウントするが、できるだけ敷地内でも確保することが望まれる。

本基準の2メートルないし 10メートル以上の後退は以下の場合に除外・・・

- ・湖や湖岸道路に近接して発達した集落で、それらが琵琶湖周辺の独特の風情として受け継がれている地区において、それらの街並みを維持していくことが好ましい場合。
- ・狭小宅地等で、これらの後退距離を満足することにより、その建築物の機能が著しく阻害されるような場合。

基準

水泳場施設(売店、更衣室等)は、できるだけ樹林の後背部に設ける等の処置により湖岸から目立ちにくくすること。

【解説】

- ・砂浜樹林類型で売店、更衣室等の水泳場施設を設ける場合にあつては、人々が自然に包まれて、風景や水とのふれあいを楽しむことができるよう、樹林の後背部や樹林のなかに設けることにより、湖岸からできるだけ目立たないようにすること。
- ・樹林の後背部や樹林のなかに設ける場合、樹木の伐採を要しない程度の小規模な施設にとどめることや、利用者等の踏圧等樹木にあたる影響に配慮すること。

水泳場施設の配置イメージ



2. 形態

基準 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。

【解説】

- ・一体性のある良好な街並み景観を形成するため、周辺の自然景観や既存の建築物などの形態のまとまりに配慮すること。
- ・一方で建築物が、あまりにも規格化されすぎると、街並みに味わいがなくなるおそれがあるため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性や統一感が感じられるようにすること。

基準 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区または山りょうもしくは樹林地がある地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。

【解説】

- ・建築物の多くが勾配屋根をもった地区においては、それ以外の屋根形態の建築物が入り込むことにより、極度に違和感を持たせる屋根の形態は避けること。
- ・樹林地や山りょうの近傍にあつては、勾配屋根の地区と同様に背景自体が勾配を持つ“輪郭”のものであり、このような地区にあつても極度に違和感を持たせる屋根の形態は避けること。
- ・屋根の勾配の基準は、原則 $1/10 \sim 7/10$ とし、 $4/10 \sim 5/10$ を推奨すること。
- ・勾配のある屋根の設置が必要のない地区についても、勾配のある屋根の設置や勾配のある屋根を模したパラペットの設置に努めること。
- ・勾配のある屋根には入母屋、切妻などの形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻などの設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にするなどの工夫が必要。

周辺の建築物の多くとは・・・

建築物の敷地境界線から 30 メートル以内にある主要な建築物の 7 割以上をいいます。

基準 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。

【解説】

- ・勾配屋根に適度な軒の出があることは、建物の形態に一層の安定感が生じ、また、その陰影効果により、建築物の景観の向上にもなる。
- ・軒の出の基準は 75cm 以上を推奨とし、軒の出が 25cm 以下の場合は変更を求めることがある。なお、建築物が相当の密度で建ち並んだ場合、一連の建築物群として一つの景観となることや、併せて狭小宅地等における敷地の余裕がない場合はこの限りではない。

基準

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。

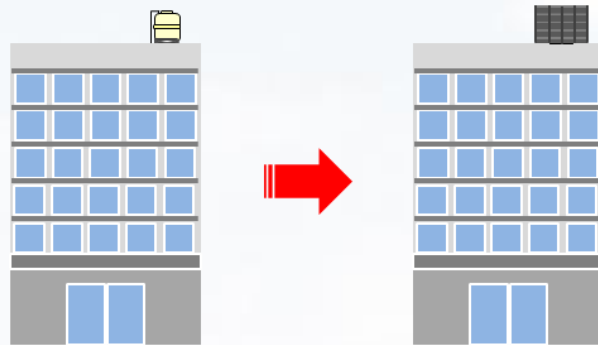
【解説】

・高架水槽やクーリングタワーといった設備類は、規格品のものが多く、これら無機質な設備類は周辺の景観を大きく損なうおそれがある。

・屋上に設ける設備等は、周辺の景観への違和感を軽減させるよう、できるだけ望見されない位置に設けるとともに、意匠等に配慮できる構造のものとする

こと。
・屋上のスペースや設備類の規模、機能等から上記による配慮ができない場合は、目隠し措置やルーバー等で遮へいすること。

屋上に設ける設備をルーバーにより修景



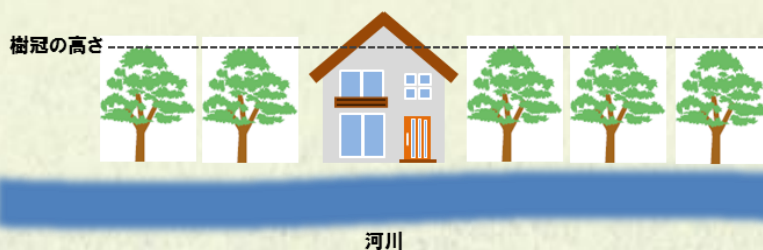
基準

建築物の高さは、樹木の樹冠の連続性にできるだけ影響を与えないよう配慮すること。やむを得ず樹冠より突出するときは、勾配屋根とし、妻側が河川に面するように配置すること。

【解説】

河畔林類型においては、樹木の樹冠の連続性にできるだけ影響をあたえないよう景観に配慮すること。やむを得ず建築物の高さが樹冠より突出するときは、勾配屋根とし、妻側が河川に面するように配置しましょう。

勾配屋根の設置イメージ



3. 意匠

基準

平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。

【解説】

・建築物の大規模で平滑な壁面は、味気ない印象を与える。

・これを軽減させ、周辺環境との調和を図るため、表面上の形状や素材、色彩などにより陰影効果を生じさせるようにすること。

基準

大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。

【解説】

- ・大規模建築物の壁面や開口部は、周囲に威圧感や圧迫感をあたえがちになる。
- ・大規模建築物の意匠は周囲の自然景観や既存の建築物の形態や意匠に配慮すること。
- ・壁面は平滑・単調なものとならないよう、陰影効果も活用し、威圧感や圧迫感を軽減すること。

基準

周辺の建築物の多くが伝統的な様々な建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とすること。

【解説】

- ・入母屋や切妻の勾配屋根に日本瓦、壁には漆喰や板貼りといった伝統ある素材や意匠の建築物で形成された集落は、重厚な風格を有し、湖国を代表する風景のひとつである。
- ・これらの建築物群の中に、様式を異にする建築物が出現した場合、違和感をあたえることから、これらの地域においては特色ある風景を守っていくため、周辺の建築物の様式を継承するとともに、様式を模したものとすること。

基準

近代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮すること。

【解説】

- ・市街地湖岸類型は、住宅を主とする低層の建築物で形成された地区と、中高層の建築物で形成された地区に大別できる。
- ・特に中高層建築物群にあっては、重厚な中にも、湖と一体となった潤いのある都市美景観を形成するため、建築物の意匠に配慮すること。



近代的な様式の建築物

基準

夜間照明(ライトアップ、ネオンサイン等)、サイン・オブジェ(造形物)等の要素は、湖岸景観を損ねない落ち着いた意匠とすること。

【解説】

- ・建築物だけでなく、それ以外の要素についても、極度に違和感を持たせる意匠は避け、湖岸景観と調和させること。

4. 素材

基準 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。

【解説】

・良好な景観を長期間にわたって維持していくため、外装材等は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いること。

(例:石材、タイル、硬質の木材等)

基準 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。

【解説】

・一般的に、土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用されており、この中にアルミやステンラス、ガラスといった反射光や冷たさを感じさせる素材を大量に使用すると、周辺の落ち着いた雰囲気から際立った印象を与えることにもなる。

基準 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。

【解説】

・入母屋や切妻形態の勾配屋根に、瓦、漆喰壁、板壁といった古くからの建築様式や素材の建築物で形成された集落等は独特の落ち着いた雰囲気があり、人の心に安らぎをあたえてくれる風景となっています。

・このような地域にあっては、景観のまとまりをもたせるため、周辺の建築物と異なる意匠や素材をできるだけ避け、周辺の建築物と同様の素材やそれらを模したものを使用すること。

5. 敷地の緑化措置等

基準 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が 0.3 ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつては、この限りでない。

【解説】

・大規模、また大規模な敷地をもつ建築物を建てる際は、圧迫感の軽減や周辺景観との調和を図るため、積極的に敷地内を緑化すること。



大規模な建築物の周辺に緑化を施した例

基準

大規模建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

【解説】

・突出した印象を与える大規模建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植栽すること。

視線誘導を目的とした植栽のイメージ**基準**

植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

【解説】

・樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ、枯死する可能性があります。

・その地域の自然条件に適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけています。そのため、建設地の周囲を十分に調査し、その地域の自然植生を目安とした樹種選定しましょう。

2. 中山道における景観形成基準の解説

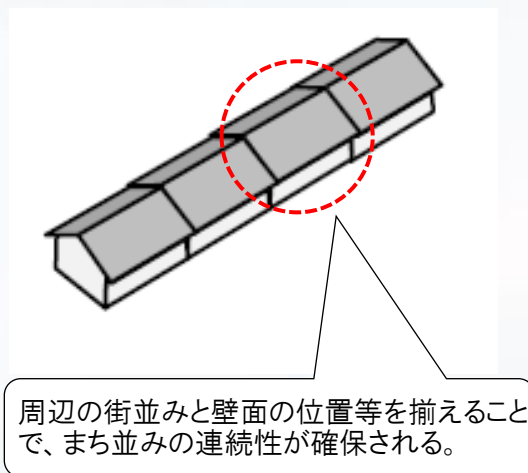
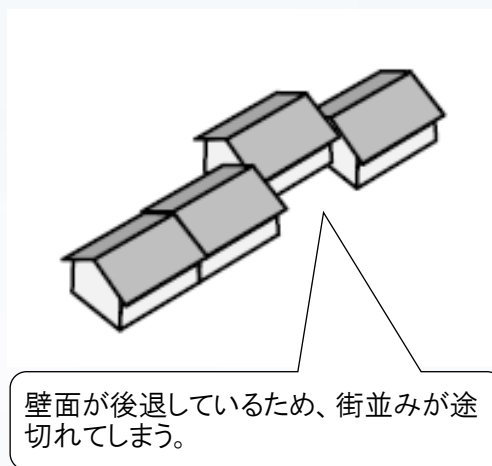
1. 敷地内における位置

基準

中山道(主要地方道大津能登川長浜線)に面する建築物は、周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること。

【解説】

・歴史的な街道沿いで、伝統的な様式の建築物などが概ね2以上連続している場合は、街並みの連続性を保つため、周辺の建築物などの壁面線にあわせた形態、意匠とすること。



- ・壁面の位置を揃えることが難しい場合にも、垣・柵・塀等を設置することで、連続性の確保に努めること。
- ・伝統的な様式の建築物などが1棟しかない場合においても、景観上特に重要な建築物である場合には街並みの連続性に配慮すること。



壁面以外で連続性を確保している事例

基準

樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。

【解説】

・敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に生かせるよう建築物などの配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めること。

2. 形態

基準 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。

【解説】

- ・一体性のある良好な街並み景観を形成するため、周辺の自然景観や既存の建築物などの形態のまとまりに配慮すること。
- ・一方で建築物が、あまりにも規格化されすぎると、街並みに味わいがなくなるおそれがあるため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性や統一感が感じられるようにすること。

基準 中山道に面する建築物は、原則として、勾配のある屋根を設けること。面しない建築物においても、周辺に配慮した屋根形状にすること。

【解説】

- ・町家景観の特徴としては、通りに面して、間口いっぱい建物を構え、高さを揃えた屋根や庇の軒先が通りに沿って連続していることであるため、中山道に面している建築物は勾配のある屋根にすること。
- ・中山道に面しない建築物についても、周辺が勾配屋根で形成されている場合には、極度に違和感を持たせるような屋根形態は避けること。



中山道と調和する建築物

屋根の形状例(簡易イメージ図)

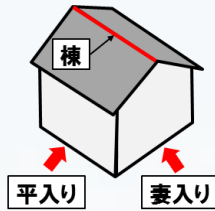
入母屋根	切妻屋根	寄棟屋根	方形屋根
招き屋根	片流れ屋根	勾配屋根調(パラペット等)	陸屋根

基準

中山道に面する建築物の勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。また、屋根勾配または庇等を中山道側に設置することにより軒先のラインが連続するように努めること。

【解説】

- ・勾配屋根に適度な軒の出があることは、建物の形態に一層の安定感が生じ、また、その陰影効果により、建築物の景観の向上にもなる。
- ・軒の出の基準は 75cm 以上を推奨とし、軒の出が 25cm 以下の場合は変更を求めることがある。
- ・中山道の特徴を踏まえ、平入勾配屋根の設置が望ましいが、妻入勾配屋根や片流れ屋根を設置する場合には、中山道側に勾配や庇等を設けることで、中山道の連続性を損なわないようにすること。

**【平入り】**

切妻屋根等の棟に平行な平側（軒先側）に出入口がある。

【妻入り】

切妻屋根等の棟に対して直角の方向になる妻側（八の字になっている側）に出入口がある。



適度な軒の出を設置している事例



庇を中山道側に設置することにより連続性を確保している事例

基準

周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。

【解説】

- ・伝統的市街地類型においては、歴史的な街並みの連続性を乱さないよう、周辺の建築物と調和した勾配のある屋根を使用するとともに、屋根の向きの統一に努めましょう。

基準

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。

【解説】

- ・高架水槽やクーリングタワーといった設備類は、規格品のものが多く、これら無機質な設備類は周辺の景観を大きく損なうおそれがある。
- ・屋上に設ける設備等は、周辺の景観への違和感を軽減させるよう、できるだけ望見されない位置に設けるとともに、意匠等に配慮できる構造のものとする。
- ・屋上のスペースや設備類の規模、機能等から上記による配慮ができない場合は、目隠し措置やルーバー等で遮へいすること。

4. 意匠

基準 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。

【解説】

- ・建築物の大規模で平滑な壁面は、味気ない印象をあたえる。
- ・これを軽減させ、周辺環境との調和を図るため、表面上の形状や素材、色彩などにより陰影効果を生じさせるようにすること。

基準 大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。

【解説】

- ・大規模建築物の壁面や開口部は、周囲に威圧感や圧迫感をあたえがちになる。
- ・大規模建築物の意匠は周辺の自然景観や既存の建築物の形態や意匠に配慮すること。
- ・壁面は平滑・単調なものとならないよう、陰影効果も活用し、威圧感や圧迫感を軽減すること。

基準 中山道の持つ歴史性を踏まえ、伝統的意匠と調和させること。特に、周辺の建築物の多くが伝統的な様式で形成されたところにあつては、周辺の伝統的建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。

基準 中山道の持つ歴史性を踏まえ、伝統的意匠と調和するよう落ち着いた印象を与える素材を使用すること。特に、周辺の建築物の多くが、伝統的な様式の建築物で形成されているところにあつては、周辺の建築物と同様の素材とし、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。

【解説】

- ・入母屋や切妻形態の勾配屋根に日本瓦、壁には漆喰や板貼りといった古くからの建築様式や素材の建築物で形成された集落等は独特の落ち着いた雰囲気があり、人の心に安らぎをあたえてくれる風景となる。
- ・景観にまとまりをもたせ、特色ある風景を守っていくため、周辺の建築物と異なる意匠や素材をできるだけ避け、周辺の建築物の様式・素材やそれらを模したものとすること。



歴史的な街並みと調和した修景をした事例



漆喰や板貼りを使用した建築物

基準

敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。
道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。

【解説】

- ・緑は建築物等を飾り、引き立たせ、また、それによって周辺の景観とのつながりを持たせるとともに人工物と人工物の間のクッションの役目を果たし、四季おりおりに変化することとあいまって景観に潤いを与える。
- ・建築物等の敷地には、緑のあふれる潤いのある風景を創っていくため、樹高、樹冠を含めてできるだけ多くの緑量を確保すること。
- ・樹木を立体的に活用し、道路に緑の潤いをあたえることに併せて、遮蔽を図るため、中高木や生垣による緑化に努めること。



敷地内に多くの緑化を施している事例



中高木や生垣による緑化をした事例

基準

中山道に面する敷地に駐車場を設ける場合には、中山道の連続性、雰囲気を変えないよう、その位置や形態、舗装仕上げ等に配慮するとともに、出入口を除き、垣・柵・塀等を設置すること。

【解説】

- ・駐車場は中山道から見えない位置に設置することが望ましいが、やむを得ず中山道沿いに設置する場合には、安全性を十分確保しながら、車が直接見えないよう出入口以外に垣・柵・塀等を設置すること。また、設置する垣・柵・塀等は無機質なものは避け、可能な限り自然素材を使用し、より中山道と調和するようにすること。



駐車場の周囲に柵をした事例

3. その他の景観類型の景観形成基準の解説

基準 建築物等は、周辺の景観およびまち並みと調和する形態・意匠とする。

対象景観類型：中心商業地ゾーン、一般市街地ゾーン、工業地ゾーン、田園景観ゾーン、沿道景観軸、河川景観軸

【解説】

- ・前面道路からのセットバックや隣地境界線からの十分な離隔を確保し、ゆとりをもった配置とする。
- ・敷地内にまとまったオープンスペースを確保する。
- ・修景が施された道路に接する場合は、舗装材などの調子を合わせて一体的なデザインとする。
- ・玄関・アプローチ空間は、建築物などの顔として、樹木や草花などによる、潤いのある空間づくりを行う。



潤いのあるアプローチ空間づくりをしている事例

基準 屋根や屋上建築設備、広告物は、建築物と統一感のある一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを持った景観を形成する。

対象景観類型：中心商業地ゾーン、一般市街地ゾーン、工業地ゾーン、田園景観ゾーン、沿道景観軸、河川景観軸

【解説】

- ・屋根や屋上パラペットの立ち上げなどにより建築物と一体となった意匠とし、かつスカイラインの凹凸を最小限にする。
- ・屋上に設備機器を設置するときは、ルーバー等により機器を囲い、周辺から目立たなくする。
- ・屋上広告物については、建物壁面と整合を図った広告物とするなど、建物と一体となったデザインに配慮する。

基準 建築設備や外階段、広告物は、一体的なデザインとするなど、整然とした景観を形成する。

対象景観類型：工業地ゾーン、沿道景観軸

【解説】

- ・機械室やゴミ置き場などは、建築に組み入れたり、建物のデザインに取り入れるなど、一体的なデザインとし、目立たないよう配慮する。
- ・外階段はむきだしにならないよう工夫するか、道路から見えない場所に設置する。



外階段をルーバーにより隠している事例

基準 低層部は明るく開放的な意匠とするなど、中心商業地に相応しい景観を形成する。

対象景観類型：中心商業地ゾーン

【解説】

・中心商業地の賑わいを演出するために、専用住宅の用途に供する建物以外の建物の1階部分は、窓面の面積比率を高めるなど開放性の高い外壁とするよう努める。

基準 ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、賑わいのある魅力的な景観を形成する。

対象景観類型：中心商業地ゾーン

【解説】

・中心商業地の賑わいを演出するために、建物の1階部分において店舗等が立地するときは、ショーウィンドウの設置や夜間照明の設置など、昼間は楽しく夜も明るいイメージを出すことに努める。

基準 小河川に面する敷地では、親水空間の確保や小河川に対して開放的な意匠とする。

対象景観類型：中心商業地ゾーン、一般市街地ゾーン、田園景観ゾーン

【解説】

・小河川沿いの敷地では、広場や空地を小河川沿いに設置することや、境界線上に塀を作ることを避けて花壇や植え込みとするなど、親水性を意識した潤いのある空間とする。

基準 低層部は、適度に壁面後退し、植栽スペースを確保したり、生垣やプランターを設置するなど、潤いのある景観を創出する。

対象景観類型：中心商業地ゾーン、沿道景観軸

【解説】

・中心商業地においては、適度に壁面後退を行い、緑化によって潤いのある景観を創出するとともに、壁面後退部分について歩行空間としたり、オープンカフェなどによる賑わいの演出を行う。
・沿道景観軸においては適度に壁面後退を行い、街路の広がりを感じられる景観を形成するとともに、壁面後退部分については、緑化による潤いのある景観の創出や歩行者空間と一体感のある空間を形成する。



緑化およびオープンカフェとして活用している事例

基準	後退部分の仕上げは、歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある空間を形成する。
対象景観類型：中心商業地ゾーン、沿道景観軸	

【解説】

・壁面後退部分の舗装は、前面道路の歩道の舗装との整合を図り、歩行者空間と一体感のある半公共空間として活用できるようにする。

基準	オープンスペースや後退部分においては、オープンカフェとしての活用等により賑わいの創出を図る。
対象景観類型：中心商業地ゾーン	

【解説】

・中心商業地ゾーンにおいては、壁面後退部分をオープンカフェとして活用するなど、まちの賑わいを演出するよう努める。

基準	塀などは、できる限り自然素材を使用するなど、風格のある街並みに相応しく柔らかな表情を持った景観を形成する。
対象景観類型：一般市街地ゾーン、田園景観ゾーン	

【解説】

・一般市街地ゾーンにおいては、生垣、ネットフェンスに植栽を組み合わせるなど、緑豊かなまち並みづくりに努める。

・田園景観ゾーンや河川景観軸においては、塀、塀などの高さは低く抑え、通りに開放感を与えるよう努めるとともに、塀の緑化なども検討する。また、寺社など歴史的な建築物や保存樹木など、地域の景観資産が周辺にあるときは、尊重すべき景観対象との距離など空間的な関係を考慮した配置とする。



緑豊かな街並み

基準	敷地内には、適切に高木を配置するなど、緑につつまれた落ち着いた景観を形成する。
対象景観類型：工業地ゾーン、田園景観ゾーン	

【解説】


・工業地ゾーンにおいては、前面道路に近い位置に高木を配置する。

・田園景観ゾーンにおいては、敷地周囲を低木中心とし敷地内部には高木を配置するなど周辺の緑地景観との整合を図る。また、境界の緑化は周辺の植生との調和を図る。




4. 太陽光発電設備および立体駐車場の景観形成基準の解説

太陽光発電設備および立体駐車場の景観形成基準については、全景観類型で共通となり、以下のとおりとなる。

太陽光発電設備(建築物型)	
要素	景観形成基準
形態意匠等	<p>①太陽光発電設備等を設置する場合においては、周辺景観と調和した配置にしよう努めること。</p> <p>②太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。</p> <p>③太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できるだけ屋根に密着させること。</p> <p>④太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【勾配屋根に設置する場合】</p> <p>建築物の棟の高さ</p> <p>太陽光発電設備</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【壁面に設置する場合】</p> <p>太陽光発電設備</p> </div> </div> <p>⑤太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。</p>
色彩	<p>①太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <p>配慮した例 【簡易イメージ図】</p> </div> <p>②太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。</p> <p>③太陽光発電設備等を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。</p>

太陽光発電設備(工作物型)	
要素	景観形成基準
形態意匠等	<p>①太陽光発電設備等を設置する場合においては、周辺景観と調和した配置にするよう努めること。</p> <p>②平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>配慮した例 【簡易イメージ図】</p> </div> <p>③平面型の太陽光発電設備等の最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。</p> <p>④支柱型を設置する場合は、高さは原則として13m以下とすること。13mを超える場合は景観影響調査を実施すること。</p>
色彩	<p>①太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p> <p>②太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。</p>

※平面型…地上に設置する平面的に並べるもの 支柱型…地上に設置する支柱上に設置するもの

立体駐車場	
要素	景観形成基準
形態意匠等	<p>①道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。やむを得ない場合は、圧迫感等を軽減するため、道路境界線からできるだけ後退するとともに、隣接地の建築物・工作物等の間隔にも配慮し、適切な空間を確保する。</p> <p>②構造物が直接露出しないよう、出入口を除く周囲をルーバー、植栽等により覆うこと。また、敷地内の建築物や外構と合わせたデザインや色彩・素材の使用等により周辺景観と調和する工夫を行うものとする。</p> <div style="text-align: right;">  <p>道路から後退して設置している事例</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ルーバー等設置なし</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ルーバーあり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ルーバー+植栽あり</p> </div> </div> <p>ルーバーを設置し、構造物(鉄骨部分)を隠すことで、無機質な印象がかなり和らぐが、道路沿いにあると圧迫感等があるので、道路等から見えるような位置に設置せざるを得ない場合には、道路からできるだけ後退すること。</p>

5. 色彩基準の解説

建築物や工作物の色彩は、そのまちの個性や品格を印象づける重要な要素であるため、守山市では景観法第17条第1項の規定に基づく『特定届出対象行為』において、一定規模以上の建築物を対象として、色彩基準を定めており、建築物等はこの基準に適合しなければならない。

なお、この『特定届出対象行為』において、建築物(別棟で建設される受水槽室や電気室、倉庫などの付帯施設を含む)の外壁の色彩がこの色彩基準に適合しない場合は、市長が変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。

工作物の色彩を変更するだけの場合、規模に関係なく守山市景観条例で「届出」の対象外としていますが、けばけばしい色彩や周囲との調和を乱すような色彩の導入は避けること。

【色彩の表示方法】

守山市景観計画では、色彩基準として建物の外壁(外部付属設備を含む)および工作物の色彩について、別表のとおり「色の三属性による表示法(JIS Z8721)」(マンセル表色系)により使用できる色彩を規定しており、景観法に基づき大規模な建築物等の届出に必要な図書には、立面図に着色するとともに、「マンセル表色系」で色の表示をすること。

■マンセル表色系とは

色を色相、明度、彩度の3つの属性により体系的に表すシステムです。マンセル値は、特定の1色をこれらの3つの属性により数値と記号を使って表記する。

色相…色の種類を表すもの。
明度…明るさを示すもの。白や黒は無彩色と呼ばれ明度だけで表記される。
彩度…鮮やかさを示すもの。

※日本規格協会からJIS Z8721 に準拠した色票集「JIS 標準色票」を参照

■マンセル値による色の表記方法

マンセル値は、色相、明度、彩度の順に記され、「5YR 4/14」というように表示する。

この読み方は、『5R 4/14』(5アール4の14)。

彩度が0の場合は無彩色となり、無彩色、明度の順に記され、「N6」と表示される。この読み方は『N 6』(エヌ6)。

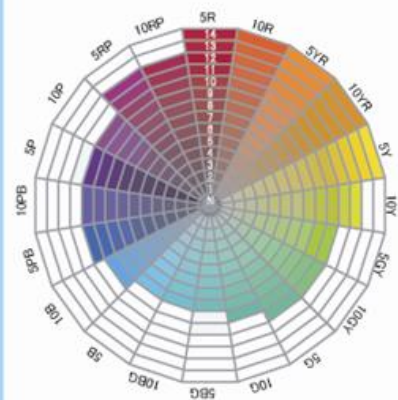
※(社)日本塗料工業会発行の塗料用標準色などにも参考値としてマンセル値が表記してあるので、参考にする。

色彩基準の見方

守山市では色彩を表すためにマンセル表色系を採用しています。見方は以下の通りです。

色相記号、明度の尺度値、彩度の尺度値を、色相 明度/彩度の順に表記します。

5R 4/14
色相 明度 彩度



【建築物等の色彩構成】

建築物の外壁等に複数の色を使用する場合は、周辺と調和を図るとともに、建築物等の個性を表すため、ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーの3つの色彩構成について、その割合や配色を検討すること。また、勾配屋根がある場合は、ルーフカラーも景観づくりにおいて重要な要素となる。

名称	内容
ベースカラー	・対象物全体(建築物の壁面等)の大きな割合を占める基本となる色。 ・ベースカラーは、景観計画の色彩基準内とし、基本的に周辺環境と調和しやすい、落ち着いた色合い(低彩度色)にすること。
サブカラー	・ベースカラーを補完する色。 ・建築物の場合、高層の建築物の低層部分など変化をつけるため使用されている。 ・サブカラーは色彩基準内とし、ベースカラーと類似又は同一色相で彩度を低くするなど、ベースカラーとの調和に配慮すること。
アクセントカラー	・ベースカラーに対し小面積で配色し、まち並みに彩りを与える色。 ・主にバルコニー、外階段、柱、テント庇等に使用されている。 ・アクセントカラーは、建築物等の色彩基準の彩度に6を加えた値を上限としている。 ・アクセントカラーは、地域のイメージやベースカラーなどとの調和に配慮すること。 ・アクセントカラーとして建築物等の色彩基準外の色を使うときは、開口部を含む外壁面の見付面積(鉛直投影面積)の5分の1未満とすること。
ルーフカラー	・景観計画の基準内で、ベースカラーとの調和に配慮し、暗灰色など明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とすること。ただし、陸屋根は対象外。

【自然素材等の色彩】

建築物の外壁等に自然素材等を使用する場合、その色彩の考え方については、次に掲げるところによるものとする。

① 木材、石、土壁、漆喰、レンガ、瓦、金属瓦(銅板葺等)等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、素材色を尊重し、基本的に色彩基準外でも認めるものとする。ただし、その素材の色彩は、周辺との調和に支障がないものとする。

また、自然素材であってもその上から塗装を施しているような場合は、色彩基準に適合しなければならない。

② 金属板、ガラスを使用する場合、周辺の環境に配慮し、極端な色彩に着色、塗装、フィルム貼りされた材料は避けるようにすること。マンセル値の判定ができる色に着色したものについては、色彩基準内とすること。

③ 複数の色のタイル張りの場合、それぞれが色彩基準に従うものとし、各色別個に判定を行うものとする。

④ 上記の他、伝統的な意匠、工法で保全、継承が必要な素材については、基本的に色彩基準外でも認めるものとする。ただし、その素材の色彩は、周辺との調和に支障がないものとする。

※上記の使用材料等のマンセル値が分からない場合には、素材サンプル(タイル、建材等)を「JIS標準色票」により視感による判定又は色彩計による測色を行うものとする。

